

お知らせ

国民健康保険 特定健診を開始



国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診査を6月1日より実施します。対象者に受診券等を5月末に発送します。健診項目等詳細は、受診券または市ホームページをご覧ください。

☑令和8年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している次の方

▷令和8年度中に40~74歳になる方
▷令和8年6月1日以降、当該年度中に75歳になる方

☒▷6か月以上入院している方など、一部対象にならない場合があります

▷令和8年度中に特定健診を受けた場合は、人間ドック補助の対象となりません

▷重複受診および資格喪失後の受診をした場合は、健診費用を返還していただくことがあります

☎保険年金課国民健康保険係 (☎042-387-9833)

希望する方はフォロー 健診も受診できます



特定健診と同時に、フォロー健診を受診できます。また、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

☎健康課健康係 (☎042-321-1240)

不用品交換コーナー



資源の節約やごみの減量のため、

家庭で使用しなくなった不用品を紹介しています。

家庭で使わなくなった不用品を譲りたい方や譲ってほしい方はご利用ください。

■対象品家具・電気製品・一般機器・幼児用品等で破損していないもの

■譲りたい方経済課で登録申込書を記入のうえ、申し込みしてください

■譲ってほしい方不用品交換コーナー(市役所第二庁舎4階)、市ホームページで不用品を紹介しています。交換を希望の場合は、経済課にお申し出ください

☑市内在住の方

☎経済課消費生活係 (☎042-387-9831)

小口事業資金 融資あっせん制度



地元商工会の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。融資が決定した場合は、利息の一部を市が負担し、保証機関への信用保証料(当該融資相当分)の最大2分の1を補助します。

申し込みは随時受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。いただくか、お問い合わせください。

☎経済課産業振興係 (☎042-387-9831)

給与所得等に係る市民税・ 都民税・森林環境税特別徴収 税額の決定通知書を発送

特別徴収義務者である給与支払者

へ、令和8年度(令和7年分)の決定通知書を5月19日に発送します。内容を確認のうえ、従業員の給与から市・都民税等を差し引き、納期限までに納付してください。

なお、従業員が確定申告をしている場合、通知書にその内容が反映されていないことがあります。反映し次第、改めて通知します。

☎市民税課市民税係 (☎042-387-9819)

日本赤十字事業に ご理解・ご協力を

皆さんから寄せられた活動資金は、災害等で苦しんでいる方々の救援活動や愛の献血の実施など、さまざまな事業に使われています。令和

7年度は205万5,639円のご協力をいただきました。

今年度も赤十字協賛委員(町会・自治会役員の方)より、ご協力願いがございます。ご理解・ご協力をお願いします。

赤十字奉仕団員募集

地域に根差した諸活動を行うボランティアを随時募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

■活動内容▷献血推進活動▷手芸品作成▷防災訓練への参加(炊き出し等)▷特別養護老人ホームの手伝い
☎日本赤十字社東京都支部小金井市地区事務局(地域福祉課地域福祉係内☎042-387-9915)

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員の日を記念し、6月1日(月)に市役所第二庁舎入口付近で啓発活動を行います。この機会に人権の大切さを考えてみませんか。

人権・身の上特設相談

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員(弁護士など)が、無料特別相談を実施します。家庭内のトラブル、夫婦間の問題、相続に関する悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

☎6月1日(月)午前9時30分~11時30分(1人おむね1時間)

☒市民相談室(市役所第二庁舎1階)

☎2人(申込順)

☎5月18日から、電話または直接、広報秘書課広聴係へ

中学生人権作文コンテスト

令和7年度に行われた全国中学生人権作文コンテスト東京都大会で、市内の生徒が優秀な成績を収めました。(学年は受賞当時)

■受賞作品

▷曾祖母から学んだこと(小金井第一中学校3年・梨原春歌)

▷いじめ(緑中学校・非公表)

※いずれも作文委員会賞

—◇共通◇—

☎広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)



正しく使いましょう みんなの下水道施設

☑使用した油は下水に捨てないでください

油分が下水道へ流されると、水質が悪化します。油を使用した際は、ぼろ布や柔らかい紙などにしみ込ませ、燃やすごみとして出してください。

飲食店などでは油水分離槽(グリストラップ)の清掃を常時行い、下水道へ油が流れ込まないようにしてください。

☑ディスポーザーは単独では使わないでください

水処理施設を設けずにディスポーザーを使用すると、下水管の詰まりや悪臭、水質悪化の原因となります。単独では使用しないでください。使用する場合は事前にご相談ください。



☑排水設備工事等は指定工事店で

家屋の新築・増改築でトイレ等を造る工事や宅地内の排水管移設工事など下水道関係工事をする場合は、必ず排水設備指定工事店に依頼し、事前に下水道課に届け出をして施工してください。



雨水浸透施設の設置にご協力を

問い合わせ 下水道課業務設備係(☎042-387-9828)

既存家屋の工事費を助成します

雨水をなるべく下水道に流さず、大地にかえす雨水浸透事業を実施しています。新築や増改築の際に設置をお願いしており、対象家屋には工事費を助成します。

☑昭和63年8月以前に排水設備計画の届け出のあった既存家屋で、雨どいから接続した雨水浸透施設設置工事

■助成額上限40万円※助成対象工事範囲以外は自己負担

☎下水道課業務設備係または市内排水設備指定工事店へ



詳しくはこちら

汚水ますの点検の悪質業者等にご注意を

市では、個人宅の排水管の清掃・点検等の委託を一切行っていません。汚水ます点検をかたる業者による詐欺にご注意ください。